

大江小 子どものくらし

大江小学校の子どもたちが、健康・安全に気をつけ、望ましい生活習慣と行動の仕方を身につけていくための指針として作成しました。校外生活の心得は熊本市内小学校生徒指導協議会の申し合わせ事項をもとにしています。ご家庭のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校生活の心得

(1) 登下校の仕方

- ① 安全のために決められた通学路を通り、寄り道をしない。
- ② 午前7時35分から8時00分までの間に登校する。(学校北・南道路が午前7時30分～午前8時30分まで指定車輛以外の交通規制のため。この時間帯は保護者の乗入れも禁止です。)
- ③ 帰りの会が終わったら、すみやかに下校する。

(2) 校内でのくらし方

- ① 名札は、学校に来てから上着に着けて、帰るときには学校に置いて帰る。
- ② 校内では、上着に名札をつける。何枚か重ねて着る場合は、いちばん外側の服に名札をつけておく。
- ③ チャイムの合図を守って行動する。
- ④ 廊下や階段では右側を静かに歩く。(走らない。)
- ⑤ 室内でさわいだり、大声を出したり、ボール遊びや危険な遊びをしたりしない。
- ⑥ 休み時間は時間を守って遊ぶ。(使ったボールなどは決まった場所に片付ける。)
- ⑦ 屋上、非常階段、駐車場、校舎・体育館・体育倉庫の裏では遊ばない。
- ⑧ 不必要なお金や危険な遊び道具、その他なくしたら困るようなものは持ってこない。
- ⑨ 学校内では飲食はしない。(休日と同じ)

(3) 望ましい服装や身なり

- ① 集団生活・学習に適した服装や身なりに心がける。
- ② 防寒着(厚手のジャンパーやコート等)は、気候や体調に合わせて着用する。
- ③ 安全面から、フードはかぶらない。また耳カバーも使わない。
- ④ 厳寒期の登下校時は、手袋やネックウォーマー等を着用してもよい。登校した後は、室内でははずしておく。

【冬の体育服について】

- ① 寒い時には、ジャージやトレーナー、長袖のTシャツ等、活動しやすい上着を着てもよい。ただし、フード付きのものは、危険防止のため原則として体育の時には着用しない。

(4) その他

- ① 登校後は、勝手に学校の外に出ない。
- ② 遅刻や欠席をする場合や、学校の行事・体育などで見学をするときには、担任に連絡帳やメールなどを通して届けを出す。
- ③ 特別教室、運動場、体育館、プール、図書室などは、それぞれ決められたことを守って使う。
- ④ 土足禁止(黄色の線)のところには土足で上がらない。
- ⑤ 用事があって職員室や事務室などの自分の教室以外の部屋や教室に入るときには、許しを受けて入る。
- ⑥ 非常時には、先生の指示にしたがって安全に素早く行動する。
- ⑦ タブレットは学校のルールを守って使用する。

2 校外生活の心得 保護者の責任のもとで行動してください

(1) 外出について

- ① 外出時間 3月～9月・・・午前10時～午後6時まで 10月～2月・・・午前10時～午後5時まで(市内統一)
(※ 特別な事情(通院や習い事など)や保護者の監督下にある場合は、この限りではない。)
- ② 校区外への外出や、夜間の外出は、保護者(保護者の同意を得た責任の持てる大人)同伴とする。
- ③ 活動や場所に適した服装で外出する。
- ④ 外出先、帰宅時間を保護者に伝えて出かける。
- ⑤ 知らない人の誘いにのらないようにする。
- ⑥ 子どもだけでは外泊をしない。

(2) 遊びや校外生活について

- ① デパートやスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどへの無用な立ち入りはしない。
- ② エアガン、ガスガン、レーザーポインターを使った遊びはしない。
- ③ 危険な場所では遊ばない。
- ④ 次の遊びや活動は、事故防止のため保護者(または保護者の同意を得た責任のもてる大人)と一緒にいる。
海水浴、登山、キャンプ、サイクリング、河川・池での遊び、釣りなど

(3) 次の場所への立ち入りは、保護者(または保護者の同意を得た責任のもてる大人)同伴とする。

- ① 繁華街、映画館、ボーリング場、スケート場、学校外のプール、河川・池、カラオケボックス【風営法により午後11時以降は保護者同伴でも禁止】
 - ② デパートやスーパーマーケットの店内に保護者がいたとしても、ゲームコーナーには子どもだけでは行かない。
- ※ここでいう「保護者同伴」とは、子どものすぐ横に、一緒にいることを言う。

(4) 次の場所は立ち入り禁止とする。

パチンコ店、ビリヤード店などの各種遊戯場、線路付近、工事現場、資材置き場など。

(5) 道路や歩道で次のものは使わない。

- ① 一輪車、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、ブレードボード、キックボード、スクーターなど。

(6) 自転車の乗り入れ、乗り方について

- ① 道路での自転車乗りは、4年生になり、自転車教室を終えてからとする。
- ② 1～3年生は、保護者と一緒のときに乗る。
- ③ 休日に学校に遊びに来る場合は、運動場には乗り入れず、所定の場所にきちんと並べておく。
- ④ 道路交通法を守る。(ヘルメットをかぶる。2人乗り、曲乗り、暴走行為などをしていない。)

3 被害を受けた場合の心得

(1) 万が一被害を受けた場合は、すぐに警察(110番)に連絡し、その後、学校にも連絡する。

○新屋敷交番 Tel 371-5254 ○味噌天神交番 Tel 366-8318 ○大江小学校 Tel 366-8947

(2) 相手の特徴(服装や背の高さ、顔の形、髪型など)や自動車の特徴(ナンバー、型、色など)を覚えておく。